

児童相談所施設整備基本・実施設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザル

質問書に対する回答

標記について、質問書提出期限までに質問のあったすべての質問について、下表のとおり回答します。

質問事項	回答
設計業務実績について、児童福祉法7条に列記されている「母子生活支援施設」「障害児入所施設」は認められますか。	資料3のとおりです。
設計業務実績について、「更生保護施設」は認められますか。	資料3のとおりです。
業務実施方針及び手法（様式2）の注1に、「指定された枠内に、模式図棟及び説明書でまとめること」とありますが、A4版内であれば枠の大きさを変更してもよろしいでしょうか。また、模式図とはどの程度の表現まで許容されますか。	枠の大きさを変更しても減点されることはありませんが、資料の見易さは採点に影響することが考えられます。 また、模式図については、資料1 2技術提案書作成要領のとおりとし、本プロポーザルでは使用しないでください。
資料1の2（1）の本要領に記載されている事項以外とは、配布された本要領の構成である資料1～10に含まれる図版を使用した表現方法は可能と考えて宜しいでしょうか。	「本要領に記載された事項以外の内容」とは、例えば、課題①に関係する提案を記載すべき（様式3）にそれ以外の事項を記載することなどです。 技術提案書は、資料1の2（1）にあるとおり、文章のみで記載してください。表を用いた表現は認めますが、資料1～10に含まれる図版も、平面図、立面図、断面図、パースやスケッチなどの図と同様に扱い、該当する部分の評価の配点を0として評価します。
様式2の注1に「指定された枠内に、模式図棟及び説明書でまとめること」とありますので、様式2の提出方法は資料1の2（1）のアンダーラインの内容にとらわれることは無いと判断して宜しいでしょうか。	模式図については、資料1 2技術提案書作成要領のとおりとし、本プロポーザルでは使用しないでください。

<p>資料1の2(1)の該当する部分の評価の配点を0とする意味は、課題の持ち点120点が0になると解釈して良いでしょうか。</p>	<p>「様式2」、「様式3」及び「課題②に係る提出物」のそれぞれの提出物について、本要領に記載された事項以外の内容や平面図、立面図、断面図、パースやスケッチなどの図を含む表現があった提出物の評価は評価点を0とします。</p> <p>例えば、「様式2」により業務実施方針及び手法を提案いただきますが、そこに図を含む表現があった場合には、そこで評価する80点の配点が0点になります。</p>
<p>様式5、6で、「建物用途の変更」欄がありますが、どのような意味と捉えたら宜しいでしょうか。</p>	<p>様式5及び様式6の「建物の用途の変更」は誤りです。「建物の用途」に置き換えてください。</p> <p>※本回答と同時に修正した様式集(資料2)を掲載いたしますので、技術提案書の提出の際に使用ください。なお、この件につきましては、修正前の様式で提出があった場合でも、「建物の用途の変更」を「建物の用途」に置き換えて評価します。</p>
<p>資料3のⅡの3(2)にあります表に、構造資格に関する内容の記載がありませんが、どのように考えたら宜しいでしょうか。</p>	<p>構造の主任技術者については、計画・意匠の主任技術者の評価方法と同様に評価します。</p>
<p>資料8の(4)②に心理面接対応の心理療法室の設置とあり、資料10の一覧の増築建物の既存建物2階の心理療法室がそれにあたると考えます。また資料8の(4)③に一時保護室内に心理療法室の設置とありますが、資料10の一覧の増築建物には心理療法室が見当たりません。現在どのように考えているのかお教えてください。</p>	<p>一時保護室内の心理療法室について、資料10の整備諸室一覧に記載がありませんが、基本設計時の配置計画において捻出することができれば整備したいと考えています。</p>
<p>資料8の(4)②に、里親サロンルームの設置とありますが、資料10の一覧には見当たりません。現在どのように考えているのかお教えてください。</p>	<p>既存建物の改修の中で里親サロンルーム(用途は里親同士の交流・情報交換などの場)を整備したいと考えています。</p>
<p>資料8の(3)②の本市の職員配置の経過が表で表されています。職員は非常勤を含み総数で表されていますが、計画する事務室に配置される職員数は、R02年で何名、R10年で何名と想定すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>R02年は一般事務室内に74人、一時保護所内に22人、合計96人。R10年は一般事務室内に83人、一時保護所内に30人、合計113人の配置を計画しています。</p>

<p>工程計画作成にあたり、児童相談所関係者・有識者等の建築計画に対する協議・検討・確認等を行うための組織等がすでにできていますか。</p>	<p>契約の段階において建築計画に対する協議・検討・確認等を行うための相手（市役所内の児童相談所関係者・有識者等）は存在するものとして提案書を作成してください。ただし、市役所外の児童相談所関係者・有識者等との協議・検討が必要と考える場合は、これらを含む相手は存在しないものとして提案書を作成してください。</p>
<p>工程計画作成にあたり、資料5の委託特記仕様書では契約日から令和3年10月29日となっていますが、受託開始時期は令和2年9月中旬とし、令和3年10月29日までを設計工期の基準とすれば宜しいでしょうか。</p>	<p>提案書の作成にあっては、令和2年10月1日から令和3年10月29日までの13か月を設計工期の基準としてください。</p>
<p>資料①の課題②に、工程の短縮に触れていますが、設計工期完了と工事予算決定・工事入札・議会承認等のそれぞれの時期とその関係についてご回答ください。</p>	<p>令和2年10月1日から令和3年10月29日までの13か月を設計工期の基準とした場合、資料5のⅡ4(5)①2)ア)で提出のある工事費概算額を参考に令和3年9月定例会での補正予算の提案、同年12月上旬頃の工事発注公告、令和4年2月定例会での契約の締結に係る提案といった時期が想定されます。</p>